

(案)

横浜公園における物件の占用（屋外広告物）
に関する協議の方針について

横浜市都市整備局

都心再生課

都市デザイン室

景観調整課

環境創造局

公園緑地管理課

南部公園緑地事務所

都心部公園担当

令和4年3月

(案)

(目次)

1 趣旨	1 ページ
2 公園内の広告掲出ルールについて	1 ページ
3 横浜公園にかかる景観規制	2 ページ
4 景観に関わる協議の基本的な考え方	3 ページ
5 景観協議の進め方について	5 ページ

(参考)

1 横浜公園の歴史	6 ページ
2 都市美対策審議会の経過	7 ページ

DRAFT

(案)

1 趣旨

本市では、横浜市景観計画や都市景観協議地区、都市景観形成ガイドラインの方針（以下、「方針等」という。）に基づいて、良好な景観の形成を進めています。

方針等に基づき、関内駅前に位置する横浜公園の景観、特に、長期間掲出される野球興行時の物件の占用（屋外広告物）について、これまで様々な議論をしてきました。こうした経過を踏まえ、方針等を深度化させた景観形成の考え方を改めてここに整理し、今後の景観協議の軸を明確化・円滑化していきます。

本方針では、日常時の景観（野球興行で、シーズン中継続して掲出する広告の景観含む）と、非日常時の景観（野球興行で、短期的なイベント時に掲出する広告の景観含む）のうち、日常時の景観について定めます。

2 公園内の広告掲出ルールについて

(1) 広告掲出の範囲について（横浜市公園条例）

公園内の広告物は原則禁止されており、野球興行やイベント開催時等に条件を満たした場合にのみ設置することができます。掲出条件については、別途公園管理者と協議が必要となります。

(2) 屋外広告物条例に基づく禁止物件（横浜市屋外広告物条例）

屋外広告物条例の対象になる掲出物は屋外広告物条例上の申請手続きが必要です。また、前述のものについて、下記物件への掲出は禁止されています。

- ・照明塔
- ・橋脚（歩行者デッキ）

ただし、屋外広告物審議会に附議し、許可の特例※を受けたものについては、掲出できます。附議にあたっては、2か月前までに日程調整を始める必要があります。

※ 許可の特例

屋外広告物条例 第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が**公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等**で**景観を阻害しないと認められるもの**については、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の**許可をすることができる。**

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する**横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。**

(案)

3 横浜公園にかかる景観規制

(1) 「横浜市景観計画」「都市景観協議地区」抜粋¹

開港当時から歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

(2) 「関内地区都市景観形成ガイドライン」抜粋²

1. 都市公園の整備に関する事項 及び 都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。

イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

2 都市公園法第 7 条の占用許可の基準

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園の設備、施設及び占用物は横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい意匠形態とすること。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。

(ア) 横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの

(イ) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

(ウ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

¹ 「横浜市景観計画」第 3 編第 1 章 8 ページ、「都市景観協議地区」第 3 (14) 2 ページ

² 「関内地区都市景観形成ガイドライン」96 ページ

(案)

4 景観に関わる協議の基本的な考え方³

(1) 横浜スタジアムの扱いについて

横浜公園が開園した当時、公園中央にあった運動場ではクリケットやラグビー、野球の日本最初の国際試合にも使われるなどの歴史を経て、現在は興行施設として多くの来街者を関内に迎え入れており、関内駅周辺地区の賑わいのひとつを形成している施設として相応しい演出を行うこととします。

このような演出を行う中でも、横浜公園は開港当時の歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地から、景観への配慮が必要です。以下に、今後の景観に関わる協議の基本的な考え方を示します。

(2) 景観形成の考え方について

横浜公園は、関内地区景観協議地区において、地区別の指針がありませんが、景観協議にあたり、横浜公園の景観形成については、以下のように考えています。

指針① 歴史ある横浜公園と調和した、品格ある景観を形成する。

指針② 遊具広場、日本庭園、散策路など、市民の憩いの場に相応しい落ち着いた空間を保全する。

指針③ 公園施設を利用した催事の装飾等においても、華美な演出を避ける。

特に、長期間占用される野球興行に関連する物件の設置については、慎重に景観協議を行い、シンプルなデザインでバランスのよい大きさや配置とすることや、日本大通りの見通し景観を阻害しない位置や横浜スタジアムが背景となる位置に設置することなどを求めています。本方針で定義している日常時の景観に係る指針①及び指針②について、守るべき具体的事項を以下に示します。

³なお、非日常の取扱いは、公園管理者が許可したイベント又は横浜スタジアム施設管理者が行う短期的なイベント等のための広告に関しては、横浜公園の景観等に配慮し、イベント等を適切に演出していることを確認したうえで、必要な手続きを行うものとします。

(案)

(3) 指針を実現するための守るべき具体的事項

次の事項に適合するほか、開港当時から歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

指針① 歴史ある横浜公園と調和した、品格ある景観を形成する。

- 1) 来街者を迎え入れる演出など、魅力的な景観形成に寄与すること。
- 2) 日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、日本大通り側から見えない位置であること。(別図1)
- 3) 広告面の背景色(地の色)を外壁と同じ色又は無彩色とし、シンプルなデザインで、公園の落ち着いた空間の保全と来街者を迎え入れる演出のバランスを考慮した大きさや配置とすること。
- 4) 壁面看板等について、高さが横浜スタジアムの壁面から上部に突出しないことや、回遊デッキの透明パネル部分へ掲出せず、歩行者に圧迫感を与えないよう公園環境に配慮すること。

指針② 遊具広場、日本庭園、散策路など、市民の憩いの場に相応しい落ち着いた空間を保全する。

- 1) 遊具広場や日本庭園、散策路について、誰もが憩える空間を保全するため、これらの空間には掲出しない。

別図1



(案)

5 景観協議の進め方について

(1) 景観協議の流れ

下記の標準スケジュールを参考に、円滑に協議を行う。

時期	内容
約 20 週間前	掲出位置の提案/スケジュールの確認 (事)
約 16 週間前	指摘事項等調整・連絡 (市) ・提案内容に禁止物件への掲出が含まれる場合、屋外広告物条例第 19 条を満たすか確認し、満たすと考えられる場合には屋外広告物審議会へ附議 (事・市) ・都市美対策審議会への附議が必要な場合には調整 (事・市) ※それぞれ附議する 2 か月前から調整が必要
約 12 週間前	資料修正・提出 (事) →横浜市関係課・事業者での打合せ実施 (初稿) (事)
約 8 週間前	指摘事項調整・連絡 (市) ※必要に応じて横浜市関係課・事業者での打合せ 2 回目実施
約 6 週間前	資料修正・提出 (事) ※禁止物件への掲出がある場合には、屋外広告物審議会への附議 (事)
約 4 週間前	掲出にかかる事務手続き申請 (事)
約 2 週間前	結果等の通知 (市) ※屋外広告物申請に関して禁止物件がある場合は、屋外広告物審議会に附議してから 1 か月 2 週間程度かかります。
	掲出開始 (事)

(事) …事業者

(市) …横浜市

(案)

参考

1 横浜公園の歴史

(1) 開港と日本初の西洋式公園の誕生（「公園とみどり横浜の 150 年」抜粋）

貿易が盛んになり開港場が賑わうと、土地不足による居住環境の悪化に対し、外国人側から改善要求が高まりました。その中で京王 2（1866）年に大火が発生し、関内の 3 分の 2 に近い地域が焼失しました。大火を契機として、同年に幕府側と外国側とで「第 3 回地所規則（横浜居留地改造及び競馬場・墓地等約書）」が締結され、現在の関内のまちの原型ともいえる整備計画が取り決められました。規則では、山手に外国人用の公園を造営すること、開港場の遊郭を移し跡地を外国人と日本人双方が用いる公園とすることが定められました。

平成 21（2009）年には、山手、横浜、根岸森林の 3 公園が「旧居留地を源として各地に普及した近代娯楽産業発展の歩みを物語る」として近代化産業遺産に認定されました。

(2) 彼我公園（現 横浜公園）（「公園とみどり横浜の 150 年」抜粋）

第 3 回地所規則により、遊郭があった場所に造られた西洋式公園です。R.H.プラントンの設計によるもので、明治 9（1876）年に開園しました。山手公園と異なり日本人も利用できたことから彼我公園（彼は外国人、我は日本人を指す）と呼ばれました。中央の外国人専用の運動場では、クリケットやラグビー、野球の日本最初の国際試合にも使われました。

明治 42（1909）年に国から市の管理となり、名称が「横浜公園」に改められると、造園家の茂出木朝二郎の設計により日本風の築山林泉型園地と野球場を備えた形に改修されました。

関東大震災の復興整備では野外音楽堂や本格的な野球場が造られ（横浜公園球場）、球場ではベーブ・ルースやルー・ゲーリックといったアメリカの名選手らもプレーしました。その後、進駐軍による接收を経て、返還後は「横浜平和球場」と改称した野球場でアマチュア野球の試合が多く行われました。

昭和 53（1978）年に球場の老朽化を機に現在の横浜スタジアムが建設され、川崎球場（川崎市）からプロ野球球団を誘致し、現在に至ります。

現在も園内には、震災復興時の遺産として、公園中央の噴水池や縦溝入りのスクラッチタイルを貼った外周の腰壁、震災時に横浜公園へ避難した市民による謝恩植樹記念碑などが現存しており、2007 年 2 月には、日本大通り・山下公園とあわせて国の登録記念物（名勝地）となりました。

令和 2（2020）年には約 6000 席の増設や回遊デッキ等が増築され、横浜公園は時代に合わせて変化を続けています。

(案)

2 都市美対策審議会の経過

詳細については、別添（当時の資料、会議録）を参考してください。

日時	議題	参考
平成 29 年 3 月 27 日 (月)	第 36 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（審議）	別添 1
	【決定事項】 申し出者の考え方に対する市の協議方針について、増築部分の形態については概ね了承とするが、構造部分のデザインや回遊デッキの形状・活用方法、色の使い方、屋外広告物、外構・緑化、夜景の考え方については、市と事業者で引き続き協議を行う。	
平成 29 年 7 月 10 日 (月)	第 38 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（審議）	別添 2
	【決定事項】 バックネット裏の見せ方、夜間景観の工夫、デッキの活用方法については引き続き市と事業者で協議を進めることを意見とし、申出者の考え方に関する市の協議方針については概ね了承とする。	
平成 30 年 6 月 25 日 (月)	第 45 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）	別添 3
	【決定事項】 今回の外観デザインの変更に係る事業者との調整の方向性については了承する。本日出た意見をふまえて、より望ましいデザインとなるよう、引き続き市で協議すること。	
令和 2 年 2 月 21 日 (金)	第 57 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）	別添 4
	【決定事項】 屋外広告物に係る提案内容及び事業者との調整の方向性について報告した。	
	【意見抜粋】 ○照明柱によく取り付けられていたものを設置せず統一していきたいということ、色彩的にも球場の色彩と調和するような色彩を用いていることは非常にいいと思う。	

(案)

	<p>○今回の広告は少し大きすぎるのではといったこともあるが、一方で、ベイスターズの選手をある意味で地域のシンボルみたいな形で表現して、象徴的に受け入れていくということができると見方もある。</p> <p>○あまり露骨なコマーシャルにならないことを前提として、球場と一体となった表現として評価できる内容なら受け入れてもいいかと思う。</p>	
令和3年 2月25日 (木)	<p>第61回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 関内地区都市景観協議地区(中区横浜公園)における景観形成について (報告)</p> <p>【意見抜粋】</p> <p>○公園という、ある限界の中でやっていくということを踏まえた上で、少ない掲出でうまく公園の景観も維持しながら演出性を高めるということはベイスターズさんにも理解してもらいたい。</p> <p>○全体の景観を保って魅力的にしていくというガイドラインみたいなものが全く無しで、どんどん足されていくというのはまずいと思います。それは、特別に許可するわけですから、公園部局なども含めて少しきちんと骨格を含めて出していきたいと思っています。それを踏まえて、どこまで次は許せるとか、オーケーできるとか、そういう議論もできるわけで、その辺をぜひ工夫していただき、ここで再度報告してもらいたいと思います。</p> <p>○いつも選手ばかりというようなものではなくて、ボールパークとしてのイメージを訴えるようなデザインをベイスターズの方々にもぜひ検討いただきたい。それも踏まえて、特例許可をすることも市民的な豊かさをつくる、グラフィックな表現もこういうふうに工夫していくとか、ということもぜひお考えいただきたい。</p>	別添5